

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表六件

福島県監査委員

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

令和4年2月18日

福島県監査委員 山田平四郎
福島県監査委員 高野光二
福島県監査委員 佐竹浩
福島県監査委員 高橋宏和

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の対象及び実施内容

(1) 総務部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
県北地方振興局	令和2年度	令和3年11月24日	高野光二	高橋宏和	書面監査
いわき地方振興局	令和2年度	令和3年11月25日	山田平四郎	佐竹浩	実地監査
相双地方振興局	令和2年度	令和3年12月16日	山田平四郎	佐竹浩	書面監査

(2) 危機管理部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
------	------	-------	--------	--	------

消防学校	令和2年度 令和3年度	令和3年12月23日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
------	----------------	------------	-------	------	------

(3) 生活環境部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
環境創造センター	令和2年度	令和3年11月30日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査

(4) 保健福祉部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
県中保健福祉事務所	令和2年度	令和3年11月5日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
総合療育センター	令和2年度	令和3年11月30日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
会津児童相談所	令和2年度 令和3年度	令和3年12月1日	山田平四郎	高橋 宏和	実地監査
大笹生学園	令和2年度 令和3年度	令和3年12月23日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
衛生研究所	令和2年度	令和3年12月23日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査

(5) 商工労働部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
テクノアカデミー浜	令和2年度	令和3年11月19日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
テクノアカデミー会津	令和2年度	令和3年11月26日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査

(6) 農林水産部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
会津農林事務所	令和2年度	令和3年11月5日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
相双農林事務所	令和2年度	令和3年11月5日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
いわき農林事務所	令和2年度	令和3年11月5日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
水産海洋研究センター	令和2年度	令和3年11月18日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査
県北農林事務所	令和2年度	令和3年11月24日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
農業総合センター	令和2年度	令和3年11月24日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査
中央家畜保健衛生所	令和2年度	令和3年12月2日	高野 光二	佐竹 浩	実地監査
県中農林事務所	令和2年度	令和3年12月16日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
県南農林事務所	令和2年度	令和3年12月24日	高野 光二	佐竹 浩	実地監査

(7) 土木部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
県南建設事務所	令和2年度	令和3年11月5日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査

会津若松建設事務所	令和2年度	令和3年11月5日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査
相双建設事務所	令和2年度	令和3年11月5日	高野 光二	高橋 宏和	書面監査
富岡土木事務所	令和2年度	令和3年11月19日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
いわき建設事務所	令和2年度	令和3年11月25日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
喜多方建設事務所	令和2年度	令和3年11月26日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査
県中建設事務所	令和2年度	令和3年12月16日	山田平四郎	佐竹 浩	書面監査

(8) 教育委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
西郷支援学校	令和2年度 令和3年度	令和3年11月9日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
葵高等学校	令和2年度 令和3年度	令和3年11月11日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査
猪苗代高等学校	令和2年度 令和3年度	令和3年11月11日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査
相馬高等学校	令和2年度	令和3年11月16日	佐竹 浩		実地監査
須賀川高等学校	令和2年度 令和3年度	令和3年12月2日	高野 光二	佐竹 浩	実地監査
白河旭高等学校	令和2年度 令和3年度	令和3年12月24日	高野 光二	佐竹 浩	実地監査
光南高等学校	令和2年度 令和3年度	令和3年12月24日	高野 光二	佐竹 浩	実地監査
磐城桜が丘高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年1月6日	高野 光二	佐竹 浩	実地監査
遠野高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年1月6日	高野 光二	佐竹 浩	実地監査
磐城高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年1月7日	山田平四郎	高橋 宏和	実地監査
いわき光洋高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年1月7日	山田平四郎	高橋 宏和	実地監査

(9) 公安委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
猪苗代警察署	令和2年度 令和3年度	令和3年11月11日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査

4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が挙げられているか。(効率性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

5 監査等の結果

(1) 総務部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(2) 危機管理部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(3) 生活環境部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(4) 保健福祉部

ア 監査した結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
県中保健福祉事務所	・給与の支給定日に現金支給すべき職員の給与について、給与等資金前渡経理者の預貯金口座から払い戻しをせず同日に支払われていないものがある。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(5) 商工労働部

ア 監査した結果、次の2件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
テクノアカデミー浜	・特定会計年度任用職員2名の報酬及び旅費について、勤務実績誤りによる支払漏れがあり、原則として翌月の7日に支払うべきところ、3か月以上遅延して支払っている。
テクノアカデミー会津	・産業廃棄物収集・運搬及び処分に係る業務の支払事務において、業者からの請求書を令和2年3月に受理したにもかかわらず、令和2年8月に過年度支出している。

(6) 農林水産部

ア 監査した結果、次の1件の指摘事項、5件の指導事項について是正・改善を求めた。

(ア) 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
県中農林事務所	<p>・補助事業の繰越事務手続に適正を欠き、補助事業の執行に重大な影響を与えているものがある。</p> <p>(事実)</p> <p>甲土地改良区に対する福島県経営体育成促進事業（調査・調整事業）補助金については、年度内に事業が完了しないため国及び県の繰越事務手続が必要であったが、繰越事務手続の理解不足及び本庁との連絡の不備により国に対する繰越事務手続を行うことができなかったため、令和3年3月31日付けで事業の廃止承認を行い、概算払した補助金を令和3年5月に全額返還させている。</p> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>補助事業に係る繰越事務手続については、事務手続の確認及び関係機関との調整を徹底するとともに、組織内のチェック体制を強化の上、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>

(イ) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項

いわき農林事務所	・農業用河川応急対策事業の請負工事について、令和3年3月25日に工事が完成しているにもかかわらず、当該工事請負費の一部を誤って令和3年度に繰越処理したため、歳出予算が不足し、令和3年度予算から支出している。
農業総合センター	・令和2年度及び令和3年度に支出した病虫害防除員と有機認証検査員の報償費及び旅費について、支払時に所得税を源泉徴収せずに支給している。 ・庁舎等清掃業務委託契約において、予定価格が随意契約によることのできる限度額100万円を超えているにもかかわらず、随意契約により契約している。
県中農林事務所	・令和3年3月11日に実施した大判プリンターの修繕料について、同年5月に過年度支出している。
県南農林事務所	・令和2年10月26日に竣工した施設災害復旧工事について、請負業者からの請求書を同日付で受理したにもかかわらず、令和3年3月に支出している。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(7) 土木部

ア 監査した結果、次の5件の指摘事項、8件の指導事項について是正・改善を求めた。

(7) 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
県南建設事務所	<p>・道路占用料の調定手続に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>(事実)</p> <p>前回の定期監査において、調定時期が著しく遅延していることから指摘事項とされた道路占用料の調定事務について、令和2年度においても、4月1日に定例調定を行うべき128件13,948,804円について4月1日に遡及して調定を行っている（令和2年6月10日事務処理127件13,766,702円、令和3年1月29日事務処理1件182,102円）。</p> <p>また、令和3年度においても、4月1日に行うべき定例調定について、職員調査日（令和3年6月15日及び16日）まで収入調定がなされていない。</p> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>道路占用料の調定に当たっては、遅延が発生する要因を分析し、執行体制の強化を図るなど実効性のある再発防止策を講じるとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>
会津若松建設事務所	<p>・設計額に誤りがあり、入札事務における落札者の決定について重大な影響を与えたものがある。</p> <p>(事実)</p> <p>トンネル電気室等の新築工事の入札において、コンクリートの単価に誤りがあるまま設計書を作成し入札事務を行ったため、本来受注すべきであった業者と異なる業者と契約している。</p> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>設計書の作成に当たっては、積算方法の情報共有やチェック体制等を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>

<p>いわき建設事務所</p>	<p>・ 県営住宅の家賃の収入事務並びに敷金及び保証金の還付事務に著しく適正を欠いているものがある。 (事実)</p> <p>1 県営住宅の家賃について、令和元年東日本台風の被災者等に対する家賃の減免漏れ、家賃の再算定等のシステム入力漏れ及び高額所得者の家賃相当額の算定等を誤ったことから、93世帯について誤った家賃により収入され過不足が生じている。 過大徴収 23世帯 561,021円 過小徴収 70世帯 2,099,821円</p> <p>2 県営住宅からの退去に伴う敷金及び駐車場の使用終了に伴う保証金の還付について、3か月以上遅延しているものがある。 敷金及び保証金 17世帯 752,640円</p> <p>(是正又は改善の意見) 県営住宅の家賃の収入及び敷金等の還付事務に当たっては、組織内のチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p> <hr/> <p>・ 公共料金の前渡資金の精算及び支出手続に著しく適正を欠いているものがある。 (事実)</p> <p>令和2年3月利用分の通信回線使用料(役務費)について、請求書が出納整理期間内の処理まで間に合わず、請求額が毎月定額であるため、債権者甲株式会社に請求内容を電話確認し、公共資金前渡経理者名義の通帳に口座振替を行った。 令和2年4月28日に令和2年3月利用分の通信回線使用料の請求書が届いたが、職員間の引継がなされなかったため、処理済と気づかず、令和2年度の予算により同様の口座振替を行い、結果として、同じ内容の請求に対し二重の処理となった。 調査日現在、公共資金前渡経理者名義の通帳に令和2年3月利用分の通信回線使用料である59,000円が精算されずに残高として残っている。</p> <p>(是正又は改善の意見) 前渡資金の精算及び支出事務に当たっては、組織内のチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>
<p>喜多方建設事務所</p>	<p>・ 設計額に誤りがあり、入札事務における落札者の決定について重大な影響を与えたものがある。 (事実)</p> <p>道路橋梁補修調査設計の委託業務入札において、誤った交通誘導警備員の労務単価により設計書を作成し入札事務を行ったため、本来受注すべきであった業者と異なる業者と契約している。 業 務 名 橋梁補修調査設計業務委託 業 務 概 要 橋梁補修調査設計 契 約 額 8,123,500円</p> <p>(是正又は改善の意見) 設計書の作成に当たっては、積算方法の情報共有やチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>

(1) 指導事項

<p>対象機関</p>	<p>是正・改善を求めた事項</p>
-------------	--------------------

会津若松建設事務所	・ 開発行為許可申請手数料の報告に当たり、証紙収入整理簿との突き合わせを行っておらず、過大に報告している。
相双建設事務所	・ 修繕契約において、契約締結時までに契約書に定める契約保証金を納付させていないものがある。 ・ 災害復旧工事に係る土地賃貸借契約について、個人情報が含まれる令和2年度支払関係簿冊を令和3年4月に紛失している。
いわき建設事務所	・ 小玉ダム管理所に係る令和2年3月分の庁舎清掃業務委託料について、令和2年6月に過年度支出している。 ・ 給与の支給定日に現金支給すべき会計年度任用職員の給与について、給与等資金前渡経理者の預貯金口座から払い戻しをせず同日に支払われていないものがある。
喜多方建設事務所	・ 土地鑑定評価業務の支出に当たり、受託者が法人でないため所得税の源泉徴収をすべきところ、源泉徴収を行わないで支出している。
県中建設事務所	・ 令和元年12月に納入された物品の代金の支払について、令和2年7月に過年度支出している。 ・ 県営住宅の不法占拠に係る損害賠償金について、令和3年1月1日付けで収入調定を誤って2回払い、調定取消をしないまま令和3年度に繰り越し、令和3年5月に減額処理をしている。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(8) 教育委員会

ア 監査した結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
須賀川高等学校	・ 給与の支給定日に現金支給すべき再任用教諭の給与について、給与等資金前渡経理者の預貯金口座から払い戻しをせず同日に支払われていないものがある。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(9) 公安委員会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)

監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により令和2年度分の県公営企業に係る定期監査を実施した結果は、次のとおりです。

令和4年2月18日

福島県監査委員 山 田 平 四 郎
 福島県監査委員 高 野 光 二
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

(企業局)

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が挙げられているか。（効率性）
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。（有効性）

4 監査等の対象、実施内容及び結果

対象 公 所 福島県企業局いわき事業所

実施年月日 令和3年11月5日

実施方法 書面監査

担当監査委員 山 田 平四郎

佐 竹 浩

事業経営の状況

給水事業を行っているが、その事業管理の状況は適正であったと認められる。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

（病院局）

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。（経済性）
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が挙げられているか。（効率性）
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。（有効性）

4 監査等の対象、実施内容及び結果

対象 公 所 ふたば医療センター

実施年月日 令和3年11月24日

実施方法 書面監査

担当監査委員 高 野 光 二

高 橋 宏 和

事業経営の状況

（附属病院）

令和2年度の利用状況は、入院患者数延べ2,183人、外来患者数延べ4,698人で、前年度と比較して入院は611人（38.9%）、外来は346人（8.0%）とともに増加した。増加の要因は、地域における病院の認知度向上、地域医療機関等との連携が進んだこと、また、訪問看護や出前講座の実施により地域の医療ニーズの把握に努めたことなどによるものである。

事業収支は、収益が1,162,623,059円で前年度と比較して51,068,415円（4.6%）、費用が1,161,101,826円で前年度と比較して50,965,286円（4.6%）とともに増加し、純利益は1,521,233円で前年度と比較して103,129円（7.3%）増加した。

（ふたば復興診療所）

令和2年度の利用状況は、外来患者数延べ7,311人で、前年度と比較して821人（10.1%）減少した。減少の要因は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う一部診療科の休診や受診控え等によるものである。

事業収支は、収益が250,826,618円で前年度と比較して7,247,314円（3.0%）、費用が250,666,784円で前年度と比較して7,402,678円（3.0%）とともに増加し、純利益は159,834円で前年度と比較して155,364円（49.3%）減少した。

監査の結果、次の3件の指導事項について是正・改善を求めた。

（指導事項）

- ・ 医業収益の収入調定期及及び年度区分に適正を欠いているものがある。（附属病院）
- ・ 費用の算出に適正を欠いているものがある。（附属病院）
- ・ 超過勤務手当の支給に適正を欠いているものがある。（ふたば復興診療所）
（監査総務課）

監査公表第4号

令和3年11月26日監査公表第23号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和4年2月18日

福島県監査委員 山 田 平四郎
 福島県監査委員 高 野 光 二
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和
 3 財 第 2 1 9 9 号
 令和4年1月26日

福島県監査委員 山 田 平四郎
 福島県監査委員 高 野 光 二
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和3年11月17日付け3福監第342号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおりに措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 土木部
 監査対象年度 令和2年度
 監査実施年月日 令和3年10月15日

指 摘・勸 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 県営住宅の家賃算定に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 県営住宅の家賃の算定に当たり、算定基礎となる施設・設備の設置・改修等があった場合の、各建設事務所から建築住宅課への報告又は建築住宅課による家賃の改定処理が漏れたことから、1,040戸について誤った家賃により収入され過不足が生じている。</p> <p>過大徴収 768戸 28,281,117円 過小徴収 272戸 6,295,904円</p> <p>「是正又は改善の意見」 県営住宅の家賃算定に当たっては、関係機関の連携やチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>（原因） 今回の事案の原因は、下記のとおりである。</p> <p>① 工事等で設備を設置又は撤去した際には、所管建設事務所からの報告に基づき、建築住宅課において家賃の修正を行うが、それらの報告又は修正が漏れていた。</p> <p>② 正しいデータに基づいて家賃を算定しているとの思い込みにより、建築住宅課も建設事務所も現況の再確認を行っておらず、誤った家賃を徴収していた。</p> <p>（処理状況） ① 令和元年6月に当該事案が発覚したことから、速やかに事実確認や住民への謝罪等の善後策を講じた。また、建設事務所が行う内部改善工事に係る報告ルールを再整理し、令和2年1月29日に各建設事務所に対し周知徹底を図った。</p>

	<p>た。</p> <p>② 県営住宅に係る家賃の改定状況調査を順次行い、その結果について令和元年8月、令和2年2月、同年11月にそれぞれ公表した。</p> <p>【令和元年度、令和2年度公表分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃算定誤りの対象世帯数及び金額 過大徴収 768戸 28,281,117円 過小徴収 272戸 6,295,904円 <p>③ 算定誤り対象世帯に係る還付及び追徴については、令和元年8月、令和2年2月公表分を令和2年3月末から、令和2年11月公表分を令和2年12月中旬から処理を開始した。</p> <p>令和3年10月31日現在、還付97%、追徴42%の処理状況となっている。</p> <p>(今後の対応)</p> <p>各建設事務所と再発防止に向けた検討会議を定期的で開催し、対策を講じる。</p> <p>令和3年度は計3回の検討会議を開催し、対応方針を策定する予定である。</p> <p>※ 6月21日(第1回)、10月22日(第2回) 開催済み</p>
--	--

(監査総務課)

監査公表第5号

令和3年11月26日監査公表第23号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和4年2月18日

福島県監査委員 山 田 平四郎
 福島県監査委員 高 野 光 二
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和
 3 教 財 第 1 2 4 0 号
 令和3年12月28日

福島県監査委員 山 田 平四郎
 福島県監査委員 高 野 光 二 様
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一 閣

定期監査に係る措置状況について(通知)

令和3年11月17日付け3福監第342号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。(別紙様式)

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 会津教育事務所
 監査対象年度 令和2年度
 監査実施年月日 令和3年8月3日

指 摘・勸 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」</p> <p>・支出事務について、チェック体制が機能しておらず、事務処理に適正を欠いているものが多くみられる。</p> <p>「事実」</p>	<p>(原因)</p> <p>今般の事案は、財務事務の執行において、組織的なチェック体制が機能していなかったことが原因である。</p> <p>1 総務担当者が新任で書類の重要性や</p>

組織内の情報共有や進捗確認が不十分であり、チェック体制が機能しておらず、支払が遅れているものがある。

1 臨時的任用職員等の社会保険料11,291,601円（平成31年3月分）について、令和元年5月7日までに支払うべきところ、担当者が明細書を紛失し再交付までに時間を要したことにより、本庁で支払い処理を行い、同月20日に支払っている。

2 賃金支弁職員の賃金（平成31年3月分）について、平成31年4月8日に支給すべきところ、同月15日に支給している。

3 令和2年2月に購入した次の物品について、同月中に請求書を受領していたにもかかわらず、担当者が支払いを失念し、同年12月22日に支払っている。

有限会社甲 プリンタ用インク外 9,100円

株式会社乙 指導書 20,900円 計30,000円

4 「食習慣・肥満等の健康教育に係る専門家派遣事業」（令和元年6月25日開催）の講師に対する報償費及び旅費について、令和元年10月15日に支払っている。

報償費等 11,675円

（令和元年11月11日源泉所得税納付済）

「是正又は改善の意見」

支出事務に当たっては、組織内の情報共有やチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき迅速かつ適正に行うこと。

事務処理方法をよく理解できていなかった。また、年度初めで業務が集中する中、当該担当者が明細書をどこに保管したのか分からなくなってしまった。新任の担当者へのフォロー体制も不十分だった。

2 総務担当者は支払日を認識しながら、業務多忙により処理を忘れてしまった。また、管理監督者の進捗状況確認が不十分だった。

3 財務上の書類の保管が総務担当者任せとなっており、管理監督者も進捗状況を確認していなかった。また、事業担当者の教員は財務業務に関する一切について総務担当者に任せており、相互に確認しあう体制がとられていなかった。

4 事業担当者が事業を実施することに集中し、事業実施校に対して実績報告書提出の催促等を怠った。また、事業担当者は、速やかに支出すべきという意識が薄かった。

さらに、管理監督者も進捗状況を確認していなかった。

（処理状況）

1 令和元年5月20日に支払済。

2 平成31年4月15日に支払済。

3 購入業者2社へ謝罪し、令和2年12月22日に支払済。

4 令和元年10月15日に支払済。令和3年8月10日に事業担当者に対し報償費等の支払、及び物品購入に関する注意点に関する所内研修を行った。

（今後の対応）

1 書類の重要性について各職員に改めて指導した。また、管理職がセルフチェック表を活用し、進捗状況を確認することを徹底する。

誰もが円滑に事務処理できるよう、引継の際には、年度初めに処理すべき業務を詳細に記載するなど、具体的な事務引継書を作成する。また、総務社会教育課主任主査が同じ引継書で業務内容を把握し進捗管理することにより、業務が円滑に実施できるよう、同主任主査によるフォロー体制を強化する。

2 総務社会教育課主任主査がセルフチェック表を作成し、管理職がそれを確認することを徹底し、支給漏れがないよう努める。

3 請求書の保管については、総務担当共通の保管箱を新設し、総務社会教育課主任主査がチェックするなど、今後同様のミスを繰り返さないよう努めている。

予算の執行状況については、総務担当者が事業ごとに作成している差引簿

	を共有し、総務担当者、事業担当者及び管理監督者がそれぞれ確認することにより、支払漏れを防止する。 4 上記3の差引簿により総務担当者、事業担当者及び管理監督者がそれぞれ支払状況を確認する。 また、あらかじめ総務担当者が報償費等の支払時期を把握した上で支払計画表を作成し、この計画表により執行状況を管理することで支払遅延が発生しないようにする。
--	---

(監査総務課)

監査公表第6号

令和3年9月17日監査公表第21号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和4年2月18日

福島県監査委員 山 田 平四郎
 福島県監査委員 高 野 光 二
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和
 3 土 第 2 0 2 6 号
 令和3年10月29日

福島県監査委員 山 田 平四郎
 福島県監査委員 高 野 光 二 様
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

公営企業に係る定期監査結果の措置状況について（通知）

令和3年9月1日付け3福監第260号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおりに措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 土木部（流域下水道事業会計）
- 監査対象年度 令和2年度
- 監査実施年月日 令和3年8月2日

指 摘・勸 告 事 項	措 置 状 況
「指摘事項」 収益の計上に著しく適正を欠いているものがある。 「事実」 流域下水道事業は令和2年度に公営企業会計に移行し、収益の計上を正確に行う必要があったにもかかわらず、算定を誤り、決算に重大な影響を与えている。 企業債元金償還のために受け入れた一般会計出資金672,747,000円により積み立てた長期前受金については、固定資産の減価償却等に伴い、戻入による収益化を行うべきところ、行っていない。 この結果、令和2年度の純利益が672,747,000円過少に計上されている。 「是正又は改善の意見」 公営企業会計に移行したことの意義及	(原因) 公営企業における会計処理方法の理解不足と、組織的なチェックが機能しなかったことにより生じたものです。 (処理状況) 企業債等償還金に充当している一般会計出資金について、固定資産の減価償却処理に伴う長期前受金戻入として計上する会計処理を令和3年9月16日に行いました。 (今後の対応) 公営企業会計に関する理解を深めるための研修会を開催するほか、会計の専門家に随時、相談できる体制を構築するとともに、公営企業会計に移行した意義・重要性を改めて職員に浸透させます。 また、下水道課と、企業出納員が配置

<p>び収益等を正確に算定することの重要性を再認識した上で、職員に改めて周知徹底し、出先機関を含めて組織的な執行体制及びチェック体制を確立するとともに、収益の計上に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>されている土木総務課の連絡・調整を強化するなど、組織的な執行体制及びチェック体制を確立し、関係規程に基づく適正な処理に努めます。</p>
<p>「指摘事項」 市町村負担金収入の会計処理に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 企業債元金償還のために受け入れた市町村負担金263,716,366円（市町村から受領した290,088,000円から消費税及び地方消費税に相当する額を差し引いた金額）については、資本的収入に計上し、長期前受金に整理した上で、戻入による収益化を行うべきところ、収益的収入の営業収益に計上している。</p> <p>また、保管汚泥処分費として受け入れた市町村負担金454,545,360円（市町村から受領した499,999,892円から消費税及び地方消費税に相当する額を差し引いた金額）から特別損失（放射性物質を含む脱水汚泥の収集運搬及び処分業務委託費用等）の金額377,921,244円を差し引いた76,624,116円については、令和3年度以降の特別損失に充当するため、前受金に整理すべきところ、営業収益に計上している。</p> <p>「是正又は改善の意見」 公営企業会計に移行したことの意義及び会計処理を正しく行うことの重要性を再認識した上で、職員に改めて周知徹底し、出先機関を含めて組織的な執行体制及びチェック体制を確立するとともに、会計処理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>（原因） 公営企業における会計の処理方法の理解不足と、組織的なチェックが機能しなかったことにより生じたものです。</p> <p>（処理状況） 企業債元金償還のために受け入れた市町村負担金については、収益的収入から資本的収入に改めて計上するとともに、長期前受金に整理し、その後戻入による収益化の処理を令和3年12月までに処理する予定です。</p> <p>また、保管汚泥処分費として受け入れた市町村負担金については、令和3年度の保管汚泥処分費に充当します。</p> <p>（今後の対応） 公営企業会計に関する理解を深めるための研修会を開催するほか、会計の専門家へ随時、相談できる体制を構築するとともに、公営企業会計に移行した意義・重要性を改めて職員に浸透させます。</p> <p>また、下水道課と、企業出納員が配置されている土木総務課の連絡・調整を強化するなど、組織的な執行体制及びチェック体制を確立し、関係規程に基づく適正な処理に努めます。</p>
<p>「指摘事項」 固定資産の管理及び減価償却に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 流域下水道事業は令和2年度に公営企業会計に移行し、資産の把握を正確に行う必要があったにもかかわらず、公営企業会計適用時における固定資産の計上及び決算整理に係る減価償却が過大又は過小になっているものがある。</p> <p>1 県北浄化センターの機械及び装置等について、令和元年東日本台風による浸水被害により用途廃止すべきものなどがあるが、一部を除き帳簿価格が減額されないまま計上されている。</p> <p>2 車両運搬具及び工具・器具及び備品について、小型貨物自動車など固定資産台帳に登録されていないもの</p>	<p>（原因） 固定資産の除却や登録について認識不足であったことと、組織的なチェックが機能しなかったことにより生じたものです。</p> <p>（処理状況） 固定資産の計上、減価償却費の適正な計上については、固定資産台帳及び用途廃止すべき機械・装置等の確認を進めながら適切な資産計上処理を実施します。</p> <p>1については、令和3年度中の処理、2～4については、令和3年12月までに処理する予定です。</p> <p>（今後の対応） 今後は、研修会の開催等により公営企業会計制度の理解を深め、資産管理の重要性を改めて職員に浸透させます。</p> <p>また、管理職を含め複数職員による確認を徹底するとともに、必要に応じて</p>

<p>がある。</p> <p>3 無形固定資産（ソフトウェア）について、流域下水道事業に係る会計システムとして4,079,000円計上すべきところ、41,038,920円が計上されている。</p> <p>4 その他無形固定資産について、あだたら浄化センターに設置されている電話4回線分の電話加入権305,760円が計上されているが、契約名義は県以外の法人となっている。</p> <p>「是正又は改善の意見」 公営企業会計に移行した意義及び資産計上の重要性について、改めて職員への周知徹底を図るとともに、固定資産の管理及び減価償却に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>計の専門家に相談しながら、適正な処理に努めます。</p>
<p>「指摘事項」 委託業務の精算に伴う額の確定及び返還金の収入調定期間に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 令和2年度に流域下水道事業が公営企業会計に移行し、経済性の発揮に組織全体で努めるべきであったにもかかわらず、令和元年度の阿武隈川上流流域下水道維持管理業務及び維持管理補完業務委託について、執行実績報告收受（令和2年5月28日）後、速やかに額の確定及び返還金148,134,651円の収入調定を行うべきところ、令和2年10月27日に行っている。</p> <p>「是正又は改善の意見」 公営企業会計に移行した意義について、組織として再認識の上、職員への周知徹底を図るとともに、委託料の額の確定及び返還金の調定に当たっては、委託業務完了後速やかに行うこと。</p>	<p>（原因） 公営企業会計に移行した意義や経済性に関する認識不足及び委託業務に係る精算期限について、流域下水道事業会計規則に規定していなかったことにより精算が遅れたものです。</p> <p>（処理状況） 令和3年3月30日に会計規則の改正を行い、精算期限を設定しました。 なお、令和2年度分の精算については、精算期限である令和3年5月31日に処理しました。</p> <p>（今後の対応） 公営企業会計に移行した意義・重要性を改めて職員に浸透させ、組織を挙げて経済性の発揮に努めます。 また、令和3年度以降の精算についても会計規則に則り、速やかに事務を進めます。</p>

- 2 監査対象公所 県北流域下水道建設事務所
 監査対象年度 令和2年度
 監査実施年月日 令和3年7月30日

指 摘・勸 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 固定資産の管理及び処分に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 県北浄化センターの固定資産について、令和元年東日本台風による浸水被害によって用途廃止すべきものなどがあるにもかかわらず、令和2年度の公営企業会計移行後においても、一部を除きその手続が行われていない。</p> <p>「是正又は改善の意見」 公営企業会計に移行した意義及び資産</p>	<p>（原因） 昨年度は事務職員も技術職員も、処理場の復旧に全力で取り組んでおり、固定資産の除却処理まで対応できませんでした。</p> <p>（処理状況） 除却の対象となる資産について、その特定作業を令和3年8月から開始しました。 平行して、企業会計システムでの除却処理のための準備作業を行っており、令和4年3月までに対象資産の除却を完了</p>

計上の重要性について、改めて職員への周知徹底を図るとともに、固定資産の管理及び処分に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

する予定です。
 (今後の対応)
 今後は、公営企業会計制度の理解を深め、資産管理の重要性を認識し、適正な処理に努めます。
 なお、今後登録する資産については、原則として機器毎や耐用年数毎に登録し、既存の一式登録されている資産については、補助簿を作成することで、将来、更新する資産を容易に特定できるようにするなど、適正な管理を行っていきます。

(監査総務課)

監査公表第7号

令和3年9月17日監査公表第21号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県病院事業管理者から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和4年2月18日

福島県監査委員 山 田 平四郎
 福島県監査委員 高 野 光 二
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和
 3 病 第 5 1 5 号
 令和3年10月28日

福島県監査委員 山 田 平四郎
 福島県監査委員 高 野 光 二
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県病院事業管理者 阿 部 正文 閣

公営企業に係る定期監査結果の措置状況について（通知）

令和3年9月1日付け3福監第260号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおりに措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

監査対象公所 県立南会津病院
 監査対象年度 令和2年度
 監査実施年月日 令和3年7月15日

指 摘・勸 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 未収金の経理及び管理並びに収益及び費用の算定について、チェック体制が機能しておらず、会計処理に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 1 過年度団体医業未収金について、事務処理の誤りにより減額調定漏れがあるものや、督促が行われていないものがある。 (1) 保険請求査定減等に伴う減額調定漏れ 9件 521,320円 (2) 未収金残高確認不足による督促漏れ 4件 119,744円 2 過年度個人医業未収金が312,150円</p>	<p>(原因) 今般の事案は、未収金の督促や残高確認、会計処理について、組織的なチェックが不十分であったことが原因です。</p> <p>(処理状況) 1 (1) 令和3年8月20日に未収金9件の減額調定を行いました。 (2) 未収金の督促を再度行い、令和3年7月中に3件の入金を確認しました。未入金の上記事業者については、再度の文書督促を行いました。 2 過年度個人医業未収金から過年度団体医業未収金へ重複して振替処理を行っていたため、令和3年8月20日に過年度個人医業未収金へ修正処理を行いました。 3 令和3年8月20日に過大計上分を過</p>

<p>過小に計上されている。</p> <p>3 過年度団体医業未収金の減額調定漏れ等により、令和2年度の収益が135,250円、費用（貸倒引当金繰入）が104,585円、それぞれ過大に計上されている。</p> <p>4 過年度及び現年度個人医業未収金について、一部を除き、規定どおりの督促が行われておらず、債務者との折衝等の経過についての記録票も作成されていない。</p> <p>「是正又は改善の意見」 未収金の経理及び管理並びに収益及び費用の算定に当たっては、組織内のチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>年度団体医業未収金から過年度損益修正損へ修正処理を行いました。</p> <p>4 督促、催告のほか、住所不明の未納者の住所確認作業などを行い、それぞれの記録票を作成しました。 (今後の対応) 今後は、管理職を含めた複数職員による組織的なチェックや進捗管理を徹底し、関係規程に基づく適正な事務処理に努めてまいります。</p>
---	--

(監査総務課)